

埼勞発基0105第7号  
令和8年1月5日

各 位

埼玉労働局長  
(公印省略)

令和2年8月4日付け基発0804第8号「石綿障害予防規則等の一部を改正する省令等の施行について」の一部改正について

労働基準行政の運営につきましては、日頃から格段の御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

標記の件につきまして、石綿障害予防規則（平成17年厚生労働省令第21号）第3条第1項の規定に基づく石綿等の使用の有無の調査（以下「事前調査」という。）について、令和8年1月1日から、有資格者に事前調査を行わせなければならない対象物に一部の工作物が追加されたところです。

これに伴い、令和2年8月4日付け基発0804第8号「石綿障害予防規則等の一部を改正する省令等の施行について」を別紙の新旧対照表のとおり改正し、令和8年1月1日から適用しますので、貴団体におかれましても会員事業者への周知等に御協力をお願い申し上げます。